The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	里親制度の現状とその現代的課題 ： 里親委託の促進と適切なマッチングの実現にむけて
Author(s)	梅澤, 彩
Citation	国際公共政策研究. 2004, 9(1), p. 87-102
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6042
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

里親制度の現状とその現代的課題
－里親委託の促進と適切なマッチングの実現にむけて－

The present condition and problems of foster care
－advancements in entrusting foster children to parents and making an appropriate match－

梅澤　彩*

Aya UMEZAWA*

Abstract

Foster care is a way of offering children a home while their own parents are unable to look after them. Most children in foster care have experienced disruptions in attachment formation due to child abuse, neglect and/or multiple placements. So, it is desirable to make an appropriate match.

In this article, the author first studies the significance of advancements in entrusting foster children to parents and making a good match; and then shows the contemporary condition of the foster care system in Japan; finally she investigates the movement of the foster care system and realization of appropriate matches referring to the trends in other countries. The author has concluded that it is necessary to enrich both quality and quantity of foster parents in order to promote the foster care system and making appropriate matches. Furthermore, the author argues that Japan should improve the treatment of foster children, increase the number of foster parents and their types, and prepare various considerable allowances and training systems.

キーワード：里親、里親委託の促進、子どもの福祉、マッチング、愛着

Keywords：foster care, advancements in entrusting foster children to parents, child welfare, match, attachment

---

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科　博士後期課程

1. はじめに

近年、わが国においては、児童虐待など児童を取り巻く環境が深刻化・多様化してきているが、その一方で、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という）をめぐる福祉の状況は必ずしも向上してきておらず、児童福祉施設である児童養護施設はほとんど満杯に近い状態となってきている[1)]。たとえば、2001年度の養護措置児童3万5819人のうち、里親委託児童数、児童養護施設および乳児院の在所児童の数の比率は、里親委託児童が6.2%、児童養護施設在所児童が85.0%、乳児院在所児童が8.8%であるとされ[2)]、これらの子どもたちは、家庭的な環境とは大きくかけ離れた環境のもとで集団生活を送ることを余儀なくされている[3)]。

一方、要保護児童の社会的養護のあり方について、諸外国の動向に目を転じると、たとえば、欧米では社会的養護を必要とする子どものほとんどが家庭的養護のもとにあり、里親養育が社会的養護の第一選択肢であることが常識となっている[4)]。さらに、里親制度に長い歴史をもつ国々においては、里親はパーマネンシー・プランニングのもとに短期間のケアを提供する資源とみなされており[5)]、短期間の里親養育の間に実親への支援を行って家族の再統合を実現させるか、それが不可能な場合には養子縁組家庭をさがすという考え方が社会的養護の基本的な考え方となってきているという[6)]。

わが国においては、最近になってようやく、子どもの発育上の問題とくに愛着形成の問題と関連して、家庭的養護の重要性が国家レベルにおいても再認識され[7)]、施設の小規模

1）厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」によると、養護問題の主たる発生理由は、「一般的に『虐待』とされる『放任・怠だ』『虐待・酷使』『棄児』『養育拒否』を合計すると、里親委託児は全体の40.4%、養護施設児27.4%、情緒障害児42.1%、教護院児37.5%、乳児院児20.5%となっており、前回調査に比し里親及び全ての施設において虐待を理由とした委託及び入所の比率が増えている」という。
なお、調査の概要はhttp://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0722-2.htmlで紹介されている（平成16年7月22日付け）。

2）中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第9/11）202頁参照（2003年）。

3）施設養護のもとでは、乳幼児の心の発達と健康に不可欠な、親密で安定した継続的な人間関係が経験されにくい、自立した社会生活を営むうえで必要な生活経験がもちにくいという問題がある。

4）「子どもの権利条約」においても子どもは家庭的環境で養育されるべきであるとされており、子どもの養育を考えた場合に当然のこととともいえる。しかし、思春期の子どもや治療教育の必要な子どもなど、里親養育において困難が予想される子どもたちについては施設養護の意義も否定できない。庄司順一『フォスターケア－里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）163頁以下参照。

5）パーマネンシー・プランニング（permanency planning）とは、子どもに永続的な家庭環境を保障するための処遇計画であり、子どもが実親や兄弟、里親などの一定の養育者との一貫した心理的つながりをもち続けられることが重要であるとの考えにもとづく。

6）たとえば、英国では里親委託児の50%は9歳未満で、その大多数は14日以内の措置（placement）である。一方、アメリカでは里親養育の期間は原則として18ヵ月であり、近年では親子の分離をできるだけ避けるために実親家庭を支援する「家庭維持（family preservation）」へと政策転換がなされた。しかし、これらの国々においても里親への長期の委託の必要性やその意義についての検討がなされている。庄司順一『フォスターケア－里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）180頁参照。

7）本稿注13参照。

化やグループホーム[8]の普及さらには里親委託の促進について、その必要性と重要性などに関する合意が形成されてきたところである[9]。そこで、本稿では、里親委託の促進と適切なマッチングの重要性について検討した後、わが国における里親制度について整理し、さらに、イギリスおよびフランスにおける里親制度の動向を参考に、里親委託を促進させ適切な里子・里親のマッチングの実現にむけての解決方法について検討する。

2．里親委託の促進と適切なマッチングの重要性

(1) 里親委託促進の重要性

わが国においては、2002（平成14）年9月5日に「里親の認定等に関する省令」[10]（以下「省令」という）及び「里親が行う養育に関する最低基準」[11]（以下「最低基準」という）が公布され、同年10月1日から施行されているが、これに関する局長通知である「『里親の認定等に関する省令』及び『里親が行う養育に関する最低基準』について」[12]（以下「局長通知」という）においてこれらの制定の趣旨の詳細が述べられている。それによると、「里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育を委託する制度」であり、また、「児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり（傍点は筆者による。以下同じ）、できる限り、家庭的な環境の中で養育されることが必要である」こと、「特に、虐待など家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている」ことから、「里親制度の推進を図る」ことを目的として「『里親の認定等に関する省令』及び『里親が行う養育に関する最低基準』を制定し、里親制度に関する大幅な改善を行うこととした」とされている。

ところで、上記の局長通知において述べられている「愛着（attachment）」は母子関係を理解するための鍵となる概念であり、イギリスの児童精神科医John Bowlbyによって提案されたものである[13]。Bowlbyは、母親の近接や世話・養育行動を求めて解発する乳

8）グループホームは施設養護と家庭的養護の中間的な形態のもので、わが国には里親型グループホームと施設分園型グループホームがあるが、あまり普及していない。
9）児童福祉分野の要保護児童の処遇に関して、施設養護から家庭的養護へという国や地方公共団体の方針が打ち出され、2002年10月、厚生労働省は里親養育の種類と最低基準などに関する改正を行った。しかし、パーマネンシー・プランニングあるいは家庭維持というような政策の実現にあたっては今後の様々な課題がある。本稿「3の(1)」参照。
10）平成14年厚生労働省令第115号 平成14年9月5日
11）平成14年厚生労働省令第116号 平成14年9月5日
12）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成14年9月5日 雇児発第0905001号
13）Bowlby は1950年にWHOの精神衛生コンサルタントに任命され、家庭を離れての施設生活が子どもに与える影響

幼児の行動装備を愛着行動（attachment behavior）とよび、愛着行動は愛着を形成し維持するための社会的行動としてまず発達するものであるとした[14]。子どもは、母親や家族への愛着、愛されていることへの基本的信頼などに支えられて情緒的安定を得て、人と共に社会生活を送るための拠点を確保し、それを後ろ盾や跳躍台にして、しだいに自立を達成していくのである[15]。

このようにみてくると、施設養育に比べて、特定の養育者との親密で継続的な関係を築くことのできる里親養育が、家庭から引き離された子どもの健全な成長を確保するものであること、すなわち子の利益に資するものであることは明らかである。また、1989年に採択された「子どもの権利条約」において、子どもは家庭環境の下で成長すべきことが謳われていることなどから考えても、要保護児童の処遇にあたっては、里親委託を促進するための方法を検討し実践していく必要がある。

(2) 適切なマッチングの重要性

愛着の形成の失敗、愛着の対象との分離、愛着の対象の喪失という体験がもたらす子どもへの影響は、児童虐待の被害にあった子どもや施設入所児童にみられる特徴的傾向、さらにDSM-Ⅳの「幼児期又は小児早期の反応性愛着障害（Reactive Attachment Disorder of Infancy or Early Childhood)」[16] にみることができる。これらの子どもたちについては、衝動的である、破壊的行動が目につくといった行動の問題や、恐怖やおびえ、抑鬱症状といった感情の問題のほか、精神発達や発育の遅れなどが指摘されており[17]、愛着の形成が人間の成長過程に与える影響がいかに大きいものであるかがわかる。このような愛着形成の重要性に鑑み、要保護児童の処遇にあたっては里親養育が推進されるべきであるとの評価がなされているのである。しかし、里親養育においては、子どもと養育者の個人的な感情が相互に深く関わるものであるがゆえに、両者の関係が悪化した場合にその影響が大きく、悲惨な結果に終わる可能性が高くなることもまた事実である。したがって、要

についての検討を行った。翌1951年にその成果をWHOのモノグラフ"Maternal care and mental health",Genev a,WHO,1951において報告している。彼は、子どもの精神的健康には母性的な愛情に満ちた養育が不可欠であるとし、乳幼児と養育者が親密で継続的な関係を築くことが最も重要であるとした。このモノグラフは各国において大きな反響をよび、わが国においても施設養護のあり方をめぐる論争をもたらした。なお、上述のモノグラフの和訳として、黒田実郎訳『乳幼児の精神衛生』（岩崎学術出版社、1967年）参照。庄司順一『フォスターケアー里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）174頁参照。

14) Bowlbyは愛着行動を3つのカテゴリーに分け、さらに、愛着の発達を4段階に区別しているが、子どもから母親に向けてなされる具体的行動としての「愛着行動」と、母子間の心の絆としての「愛着」あるいは「愛着関係」とは区別される。矢野善夫・落合正行『発達心理学への招待－人間発達の全体像をさぐる－』（サイエンス社、1991年）104頁以下参照。

15) 矢野善夫・落合正行『発達心理学への招待－人間発達の全体像をさぐる－』(サイエンス社、1991年）104頁以下参照。

16) 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳『DSM-IV精神疾患の診断・統計マニュアル（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fourth Edition)』（医学書院、1996年）参照。

17) このほかにも、低い自己肯定感といった思考の問題や、人間関係の形成と維持にかかわる問題など広範囲にわたる問題が現れるとされる。ヘネシー澄子「愛着障害」新しい家族 第42号2頁以下参照（2003年)。

保護児童の処遇にあたっては、里親委託の促進のみならず、里親養育の実際を知り、このような悲劇を回避するための方法について検討していく必要がある。

里親養育については、子どもの愛着形成を促しやすいということのほかに、その養育形態の有利な点として、①夫婦の理解と協力があること、②児童相談所や里親会など養育に関する相談の場が確保されていること、などが指摘されている[18]。一方、不利（困難）な点については、③里子について、妊娠や出産を経験していないこと、④里子と里親（里親家庭）の習慣の違いを互いに調整しなければならないこと、⑤里親が負い目をもつ、あるいは、頑張りすぎてしまうことがあること、⑥里親が子どもの現実を知らない場合があること、⑦関わりの難しい子どもが増加していること、などが指摘されている[19]。

このように、里親養育は多くの養育上の困難を伴うものでもあるといえるが[20]、上述の③～⑦の問題は、⑤・⑥の問題のように養育者である里親自身の問題であるものと③・④・⑦の問題のように子ども（実親家庭）と里親（里親家庭）の双方にかかわる問題に大別することができる。そして前者（⑤・⑥）については、里親への研修や指導に重点をおいた対応が、後者（③・④・⑦）については、里親への研修や指導に重点をおいた対応のみならず、里子と里親の適切なマッチングが必要となってくると考えられる。適切なマッチングのあり方としては、里子（実親家庭）と里親（里親家庭）のニーズ、目的（短期里親・長期里親・養子里親・専門里親など）に合ったマッチングを前提とし、さらに、1. 里子の発達段階や特別なニーズ（疾病・障害など）、2. 里子と里親（里親家庭の家族構成員）の気質と相性、3. 里子の実親家庭の環境と里親家庭の環境（地域・生活レベルなど）に配慮したマッチングが考えられ、これらが適切な時期に行われる必要があろう[21]。

---

18) 具体的には、①について、夫の理解と協力が得られやすく、実際に里親会への里父の出席率が高い状況にあること、②については、とくに児童相談所について、里親になるための申請段階からのかかわりが確保されていることが指摘されている。庄司順一『フォスターケアー里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）200頁参照。

19) 具体的には、③妊娠、出産などを経験せずに、ある時期に突然親子の関係になること、④ある程度の年齢の里子の場合、子どもにはそれなりの行動の仕方、生活習慣、考え方、価値観などが身についているということであり、他方、里親家庭にも独自の習慣等があるため、互いに調整しなければならないこと、⑤里親は「実の親ではない」という負い目を強くもつことがあり、自分の意識として、また、周囲の目を気にして「里親だから」と批判されないように、頑張りすぎてしまうことがあり、さらに、困ったことがあっても相談しづらい気持ちをもつことがあること、⑥里親には熱意にあふれた人や実子のいない人も多く、子どもの現実を知らない、あるいはそれに目を向けない傾向があること、⑦施設生活の中で十分な愛情を経験できなかった子どもや、虐待を受けて育ってきたために人への不信が強い子どもなど、関わりの難しい子どもが増加していること、などが指摘されている。庄司順一『フォスターケアー里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）201～202頁参照。

20) 施設、里親あるいは養親のもとでの養育の影響について、H. Rudolph Schaffer "Making decisions about children (2nd ed.)", Blackwell,1998では、様々な研究から得られた証拠にもとづいて検討がなされており、また、里親養育に限らず、昼間保育の影響、母性剥奪など、里親養育に関係の深い問題も論じられている。なお、邦訳として、無藤隆・佐藤恵理子訳『子どもの養育に心理学がいえること』（新曜社、2001年）がある。

21) 子どもの気質については、近年精神科学の分野で関心が高まっており、（社）家庭養護促進協会では養子・養親を対象として、Cloningerの理論にもとづいた研究を行った。『非血縁親子関係調査－その形成における要因の測定研究－』（家庭養護促進協会、2002年）参照。木島伸彦「Cloningerのパーソナリティ理論の基礎」精神科診断学 第11巻4号387～396頁参照（2000年）。北村俊則・岸田泰子「Temperament and Character Inventoryにおけるパーソナリティ形成と児童期の諸体験の関係について」精神科診断学 第11巻4号471～479頁参照（2000年）。

ところで、里親委託を促進し、里子と里親の適切なマッチングを実現するにあたっては、その大前提として里親の質と量が確保されている必要がある。そこで、以下では、わが国における里親養育の現状と社会的意義を確認した後、今後のわが国の課題について検討するため、イギリスおよびフランスにおける里親制度の動向を概観する。

3．わが国における里親制度の現状と社会的意義

(1) わが国の里親の現状

わが国の里親制度は、1947（昭和22）年12月の児童福祉法の制定、1948（昭和23）年10月の厚生事務官通達「里親等家庭養育の運営に関して」により、児童福祉行政の重要な1施策として運用が始められた[22]。その後、登録里親数については1962（昭和37）年の1万9275人、委託された子どもの数については1958（昭和33）年の9489人をピークとして減少傾向にあることから[23]、様々な議論を経て、2002（平成14）年の10月に制度に関する大幅な改革が行われ、養育内容の向上が図られることとなった[24]。以下では、わが国における里親制度の現状について、①里親の種類 ②関連する組織 ③委託の手続と里親への指導・支援について概観する[25]。

① 里親の種類

2002年に発出された「里親の認定等に関する省令」（以下「省令」という）では、里親をア 養育里親、イ 親族里親、ウ 短期里親、エ 専門里親の4つの種類に分類し、各々

22）梶原敦「里親への支援と研修」世界の児童と母性 第55巻42～45頁参照（2003年）。

23）平成13年度末現在、全国の登録里親数は7,372人、児童が委託されている里親数は1,729人で里親に委託されている児童数は2,211人である（厚生労働省「福祉行政報告例」）。なお、短期里親については、里親登録数は近年増加傾向にあり、児童の受託率についても1974（昭和49）年の創設以来30%程度で落ち着いている。

24）「里親の認定等に関する省令」において、里親は4種類に整理され、初めてその種類が明記された。また、里親養育に求められる養育の基準についても「里親が行う養育に関する最低基準」において明文化された。主な改正点は以下のとおりである。①親族里親の新設：従来の民法の扶養親族のしばり（民法877条1項が直系血族及び兄弟姉妹は相互に扶養する義務があると規定しているため、これらの親族が子どもを預かっていても支援金は支給されず、これまで公式の親族里親は存在しなかった）を拡大し、祖父母やおじ、おばが里親となることで身内の子どもの養育にあたる場合でも経済的およびケースワーク的支援を受けられるようになった。②専門里親の新設：児童養育に一定の理解と経験のある者、とくに児童福祉司経験者や児童養護施設の元職員、教育関係者、里親の経験者で、登録時に児童の心理的ケアに関する研修を受ける必要がある。③短期里親：1974年に創設されていたが、短期里親の枠をおくことは都道府県の任意であった。今回の改正で、ボランティア里親なども短期里親の枠内で扱うことができるようになった。ウイリアムス飯久保蔦枝「里親制度について－日英の法制・家庭のあり方の比較から－」東京家政学院大学紀要 43号77頁以下参照（2003年）。

25）本節の叙述については主に以下の資料を参考とした。中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第9/11）179～202頁（2003年）。
梶原敦「里親への支援と研修」世界の児童と母性 第55巻42～45頁（2003年）。ウイリアムス飯久保蔦枝「里親制度について－日英の法制・家庭のあり方の比較から－」東京家政学院大学紀要 43号77～83頁（2003年）。本村真「今後の日本における里親制度推進の条件－カリフォルニア州における家族再統合サービスとの比較を通して－」琉球大学法文学部紀要 人間科学 第7巻43～72頁（2001年）。湯沢雍彦編『里親制度の国際比較』（ミネルヴァ書房、2004年）303～324頁。庄司順一『フォスターケア－里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）。吉田恒雄編『児童虐待防止法制度－改正の課題と方向性－』（尚学社、2003年）203～205頁。

について規定している。アの養育里親とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育する里親として児童福祉法第27条１項３号による認定（以下「認定」という。）を受けた者」（省令４条）であり、イの親族里親は、「次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親として認定を受けた者」であって、その要件は「１ 当該親族里親の３親等内の親族であること。２ その両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと」（省令14条）である。また、ウの短期里親とは、「１年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として認定を受けた者」（省令16条）であり、エの専門里親とは、「２年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者」（省令18条）である。

なお、養子里親（養子縁組を前提とする里親）については、「養子制度等の運用について」[26] という局長通知においてふれられている。それによると、「児童相談所長は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適当な養親を見い出し、適正な養子縁組を結べるよう努めること」とされており、さらに、「児童相談所長が、児童及び養子縁組希望者について調査および認定を行う場合には、原則として養育里親に関する調査、認定の場合と同様」であり、また、「里親が委託されている児童と養子縁組を希望する場合には、児童相談所長は、事情を十分調査した上、それをまとめるように努めること」としている[27]。

② 関連する組織

里親制度に関連する組織・機関としては、都道府県知事（政令指定都市市長を含む）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員および児童福祉施設の長がこれにあたり[28]、このうち都道府県知事は児童を里親に委託する権限を児童相談所長に委任することができる（児童福祉法32条）。児童相談所長は、上記の関連組織・機関、学校、里親会その他の民間団体など[29]と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努め、また、児童福

26）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成14年９月５日 雇児発第0905004号

27）養子里親が「里親の認定等に関する省令」には掲載されなかったこと、局長通知において詳細にふれられたにもかかわらず児童相談所長の努力義務にとどまるものであるとされたことについては、養子里親を養育里親に準ずるものとして扱おうとする趣旨がうかがわれるが、現場に少なからずの混乱をもたらす可能性があるとの指摘がある。中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）179頁以下参照（2003年）。

28）関連する児童福祉施設としては、児童福祉法７条に規定されているすべての児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、及び児童家庭支援センター）が里親制度の運営に関連する。これらのなかでもとくに、乳児院に配置されている家庭支援専門委員等は、里親への支援等に努めることとされている（「里親制度の運営について」）。

29）里親関連の認可団体としては、全国的な組織として「(財)全国里親会」があり、その他の民間団体として、「(社)家庭養護促進協会」「(社)日本国際社会事業団」「環の会」などがある。

祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連絡をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めることとされる[30]。

なお、要保護児童を里親に委託する措置を採ることについて、児童の親権を行う者または未成年後見人が反対している場合には、都道府県は、家庭裁判所の承認を得た上でなければこの措置をとることができない（児童福祉法28条）。

③ 委託の手続と里親への指導・支援

里親委託は児童福祉法27条1項3号により都道府県の措置事項とされ、各都道府県および政令指定都市に設置されている児童相談所によって行われる[31]。要保護児童が発生すると、児童相談所がその児童の処遇方針を決定することとなるが、その処遇方法として里親委託を選択した場合に児童と登録里親とのマッチングがなされ、施設等での面会や交流、さらに外出や外泊などを経て両者の適合性が確認された後に正式な委託にいたる。

里親になることを希望する者は児童相談所に申し込みをし、児童相談所長の調査を経た上で、都道府県知事が適当と認めた場合に里親となる[32]。里親名簿への登録は、認定された里親からの申請をうけて行われる。里親の研修については、委託前の研修と委託後の研修とに分けることができるが、2002（平成14）年の「里親支援事業の実施について」[33]では、里親研修事業を基礎研修と専門里親研修とに分け、前者を認定・登録後の研修とし、後者については条件を満たした専門里親を希望する者に対する専門的な研修とした。研修の内容、期間については、前者は里親制度や子どもの養育についての基礎的な知識等を習得するための研修であり、期間は2日から3日間とされている。また、後者は専門里親の

30）「里親制度の運営について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成14年9月5日 雇児発第0905002号

31）都道府県の児童相談所の設置義務について（児童福祉法15条）、都道府県知事が措置権を児童相談所長に委任することができることについて（児童福祉法32条1項）参照。

32）里親の認定等について、主な要件等は以下のとおりである。

ア養育里親：a.心身ともに健全であること。b.児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。c.経済的に困窮していないこと。d.児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。e.児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。なお、登録の有効期間は5年で、登録更新の申請をしないかぎり、有効期間の満了よってその効力を失う。

イ親族里親：a.要保護児童が当該親族里親の三親等内の親族であること。b.両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。c.養育里親の要件はcを除き、親族里親に準用される。なお、親族里親希望者は、その必要が生じたときにあらかじめ児童相談所長の許可を得ておく必要があり、児童の委託が解除された場合には、その認定も取り消される。

ウ短期里親：養育里親の要件、認定、登録等の規定はすべて準用される。

エ専門里親：a.次に掲げる要件のいずれかに該当すること。(a)養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。(b)3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。(c)都道府県知事が(a)及び(b)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。b.専門里親研修の課程を終了していること。c.委託児童の養育に専念できること。d.養育里親の要件 a、b、c、d、e を備えていること。なお、養育里親における認定、登録等の規定は原則として準用されるが、専門里親希望者の申請は専門里親研修終了後2年以内にしなければならず、また、専門里親の登録の有効期間は2年である。

33）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成14年9月5日 雇児発第0905005号

認定を受けるための要件の１つとされ、研修の実施方法・科目が厚生労働省の告示によって定められており[34]、期間は概ね３か月以上となっている。

里親に対する指導・援助については、「里親制度の運営について」の中で個別の項目を立てて詳しく書かれているが[35]、さらに、「専門里親研修制度の運営について」「里親支援事業の実施について」「里親の一時的な休息のための援助の実施について」という３つの局長通知も発出されている。これらは里親に対する指導・援助の重要性が国家レベルにおいても認識されてきていることのあらわれであると評価できよう。里親への経済的な支援としては、委託措置費の支給があるが（児童福祉法49条の２）、この措置費は里親手当と生活諸費等からなり[36]、国からの支給分と各都道府県が独自に加算したものを合わせて支払われているため、都道府県によって差がある。また、専門里親には通常の里親の約３倍の里親手当が支払われるが、親族里親には児童の生活費等のみが支給され、里親手当は支給されない[37]。なお、委託児童は税法上の扶養控除の対象となる。

(2) 里親制度の社会的意義

わが国においては、乳幼児を他人に委託して養育してもらう、あるいは、他人の子を引き取って育てるという慣習はかなり古くから行われており、すでに平安時代には「里子に出す」「里に出す」という言葉が用いられていたという。このような里親養育の慣行が国の制度としてとりいれられたのは第二次世界大戦後の1947（昭和22）年に公布された児童福祉法においてであり（27条１項３号）、戦争孤児などの悲惨な状態におかれた子どもたちを保護するため、里親は各種の児童福祉施設とともに児童福祉の１つの形態として制度化された[38]。近年では、児童虐待など児童を取り巻く環境が深刻化・多様化してきていることから、施設養育が困難な児童が増加しており、これらの子どもたちを家庭的な環境のなかで養育することへの期待が強まっている[39]。また、国際的にも、児童の健全な発達に

34）「里親の認定等に関する省令第19条第２号の厚生労働大臣が定める研修」厚生労働省告示 第290号 平成14年9月5日

35）「里親制度の運営について」では、「里親等への指導」（第６）、「里親への支援」（第７）、「里親への研修」（第８）というように、個別の項目を立てて詳しく書かれているが、「里親への指導」（第６）のなかの「6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること」という項目は、「子どもの最善の利益」に資するものとして注目していく必要がある。中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）179頁以下参照（2003年）。

36）たとえば、平成15年度の予算では、里親手当が児童１人当り月額３万円、一般生活費が基本的には月額約４万8000円であり、これに医療費、教育費、学校給食などの実費、高校や大学に進学するときは修学金や支度金、委託時に支度金などが加算される。

37）里親手当について、全国里親会からは「里親手当を児童養護施設に対する事業費を勘案して引き上げられたい」という要望がある。また、里親のボランティア性は養育労務に対しての相当な報酬の支払いを否定するものではなく、養育里親希望者を増やし、里親制度の運用を活発化させるために、この要望に応えるべく検討することが必要であるとの指摘もなされている。中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）179頁以下参照（2003年）。

38）中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）179頁以下参照（2003年）。

39）梶原敦「里親への支援と研修」世界の児童と母性 第55巻42～45頁（2003年）。

おいては、乳幼児期の愛着関係の形成がきわめて重要であり、できる限り家庭的な環境のなかで養育されることが重要であるとの合意が形成されてきているところである。現代の里親制度の社会的意義は、家庭での養育に欠ける子どもたちに、その調和のとれた発達（身体や運動機能・認知や思考能力・人格などの発達）のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全育成をはかるところにあるといえる[40]。

前述のように、登録里親の数は1962年をピークに減少を続け、また、登録里親数に対する児童受託里親数の割合についても、里親制度創設当初の70%から徐々に低下し、現在では約22～23%にまで落ち込んでいる。さらに、養護措置児童の数は年間ほぼ3万2000人から4万5000人で安定しているにもかかわらず、里親委託児童数の比率は20%から徐々に低下し、現在では6%台の前半を低迷している[41]。現行の里親制度が不十分なものだとしても、里親制度が児童福祉の向上に極めて大きな役割を果たしうるものであることは否定することができない[42]。2002年10月の制度改正が今後これらの欠陥を是正し、その適用範囲を拡大して、いっそう活用され発展させられることが期待されている[43]。

4．イギリスおよびフランスにおける里親制度の動向

(1) イギリス

イギリスの児童福祉にかかわる法制度は、イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウエールズという4つの地域ごとにある程度独立したものとなっており、そのため、1989年の児童法（Children Act 1989）や2002年の里親サービス規則（Statutory Instrument 2002 No.57 Fostering Services Regulations 2002）のような全国的規定があるものの、里親制度のあり方にはかなりの地域差がある。しかし、国全体の傾向として、1970年代の後半から児童ケアの中心は里親養育に移行してきている[44]。アメリカと同様に、里親制度はパーマネンシー・プランニングのもとに短期間のケアを提供する資源とみなされているが、近年では長期里親への関心も高まってきているという[45]。以下では、イギリス

40）梶原敦「里親への支援と研修」世界の児童と母性 第55巻42～45頁（2003年）。
41）中川良延「日本の里親制度」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第9/11）179頁以下参照（2003年）。
42）加藤永一『親子・里親・教育と法』（一粒社、1993年）80～82頁。
43）なお、里親制度不振の理由と委託促進のための具体策についての検討については、「里親制度の拡充・整備に関する研究会報告書」（(財)全国里親会、2003年）、「里親委託促進のあり方－里親委託促進のあり方に関する研究委員会報告書－」（(財)全国里親会、2003年）を参照。
44）4つの地域のいずれにおいても、自治体育成児（looked after by a local authority）の処遇方法のうち、約60%～70%が里親委託である。また、在宅指導を除き、養子縁組準備を加えると約80%～90%が広義の里親委託であるとされる。湯沢雍彦編『里親制度の国際比較』（ミネルヴァ書房、2004年）2頁参照。
45）本稿注6参照。

における里親制度の動向について、①里親の種類 ②関連する法制度と組織 ③委託の手続と里親への指導・支援 について概観する[46]。

① 里親の種類

里親の種類は、各地方自治体の里親施策を反映して様々に分類されている。一般的な分類としては、里親の属性から、一般里親（Mainstream Foster Carer)、専門里親（Specialist Foster Carer)、親族里親（Kinship Foster Carer）があり、委託方法の分類から、短期里親（Short-term Placement)、長期里親（Long-term Placement)、永続里親（Permanent Placement)、緊急里親（Emergency Placement)、休養里親（Respite Placement）等があり、そのほか委託の機能などからの分類もなされている。また、里親の格付けや昇給制度を設け、それによって異なる待遇を行う地方自治体もある[47]。

② 関連する法制度と組織

1948年の児童法（Children Act 1948）以来、里親養育は要保護児童の処遇において理想的な方法であるとされ、問題行動や障害などのために里親委託に適さないケースを除いて、可能な限り委託を行うこととされてきた[48]。その結果、里親は量的に拡大し、1960年代には、長期里親による養育偏重から短期里親養育との組み合わせによる里親制度の質的改善がはかられ、里親養育には親の代替という側面のみならず親の補足あるいは支援という側面が加わった[49]。その後、80年代のコミュニティケアの推進及び家庭養護のさらなる促進政策によって、地方自治体の保護下にある児童の里親委託が進展し、委託される児童は、被虐待児や障害児、年長児など従来は里親委託が困難であると考えられていた児童も対象になった。

里親制度に関連する組織としては、各自治体の社会福祉部（Social Services Department：SSD）が国家責任の一環として主な実務を担っており、関連する児童福祉施設とし

46）本節の叙述については主に以下の資料を参考とした。湯沢雍彦編『里親制度の国際比較』（ミネルヴァ書房、2004年）1～49頁。ウイリアムス飯久保蔦枝「里親制度について－日英の法制・家庭のあり方の比較から－」東京家政学院大学紀要 第43号77～83頁（2003年)。庄司順一『フォスターケアー里親制度と里親養育－』（明石書店、2003年）139～196頁。山川宏和「現代英国における里親ケア基準の確立と実施に関する一考察」佛教大学大学院紀要 第30号261～271頁（2002年)。津崎哲雄「英国（イングランド）の里親制度」平成13年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第6/7）169～181頁（2002年)。津崎哲雄「イギリスの里親制度（その２)」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）22～52頁（2003年)。許末恵「イギリス（イングランド）における里親養護の法的規制」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）203～219頁（2003年)。津崎哲雄「英国における里親制度の現状と課題」世界の児童と母性 第54巻50～53頁（2003年)。

47）たとえば、イングランドのダドリー市や、スコットランドのダンディー市では、里親を３段階あるいは４段階にわけ、それぞれの認定基準や養育手当、報酬等を区別している。津崎哲雄「イギリスの里親制度（その２)」平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第９/11）31頁（2003年)。

48）同法では、(i)それまでの救貧法による救済から経済的問題を要件としない普遍主義的なサービス給付としての任意的ケア制度　(ii)子どものケアにかかわる専門的福祉行政当局としての児童委員会（局）の設置　(iii)里親ケアの強化などによる代替ケアサービスの質的充実 が内容に盛り込まれた。ウイリアムス飯久保蔦枝「里親制度について－日英の法制・家庭のあり方の比較から－」東京家政学院大学紀要 第43号77～83頁（2003年)。

49）山川宏和「現代英国における里親ケア基準の確立と実施に関する一考察」佛教大学大学院紀要 第30号261～271頁（2002年)。

ては、コミュニティ・ホーム（児童施設、ホステル）、監護者つき下宿、自立支援施設、拘禁施設、医療少年院などがある。また、里親監督機関として、自治体・独立里親機関のソーシャルワーカーが里親を監督・支援するが、両機関は国家ケア基準委員会の査察官により監督される。なお、里親への強制委託は裁判所のケア命令にもとづいてなされ、委託児の60%～70%が強制委託であるとされる。

③ 委託の手続と里親への指導・支援

イギリスにおいては多くの民間の団体が里親にかかわる活動をしており、里親の募集・認定や採用・研修等は、地方自治体だけでなく民間里親機関（非営利・営利機関）によっても行われている[50]。里親制度に関する一般的な原則は里子法（Foster Children Act）等によって全国一律であるが、里親の応募方法や認定基準、委託方式および手当等は自治体によって異なる。里親になることを希望する者は、居住する自治体をこえて応募することが可能である。里親になるためにはある程度の物質的水準が求められるが、より重視されるのは委託された児童の健全な発達のために家庭的・精神的に安定していることであり、単身者や同棲者でも里親になることが認められている。

里親への研修については、里親養育を推進・充実させるため、委託の手続きをした者は詳細な説明を受けた後、地方自治体や認定された諸団体の講習や訓練（認定前2回、認定後4回）を受けなければならないとするところが多い。また、ソーシャルワーカーが里親を支援するために定期的に(少なくとも6か月に1度)里親家庭を訪問し助言等を行う。

里親は里子のもっている個人情報について守秘義務をもち、自分に子どもがいる場合は実子と同じ処遇や保護をしなければならないが、里子を一定期間にわたって養育すると、実務上監護権に近い権利をもつとされる。また、里親への援助については、里親養育に求められる業務の増大が里親の確保を困難なものにしていることから、1997年には「英国の里親ケアに関する合同研究部会」が設立され、「29の勧告」と「25の里親ケア基準」が出され、さらに手当も引き上げられた[51]。なお、里親養育にかかわる費用は親が支払い能力

50) たとえば、1974年に創設された英国里親協会（The National Foster Care Association: NFCA)は、里親のみならず地方当局者、民間団体の関係者など、約1万人の会員を有しており、同協会は研修のプログラムの開発、図書の刊行、電話相談、助言、保険料の負担などを行っている。また、里親養育・養子縁組支援機関（British Agencies for Adoption and Fostering: BAAF）では、里親や養親の募集、研修、支援および里親家庭同士を結びつけることを行っている。なお、里親の認定は、一般的に6か月程度の期間をかけて審理される。認定の最終決定はソーシャルワーク専門職の上級職員が行うが、専門里親にはさらに国家職業資格（National Vocational Qualification: NVQ）が必要とされる。

51) このような背景には、女性の社会進出に伴って、報酬を目的としない伝統的な善意を基礎とした里親ケアは、公的で専門的なケアサービスではないという感触を里親たちに抱かせるようになったこと、また、十分な支援がなくケア方針を決定する過程にも十分に貢献できないと考えられていること、里親の負担が増大し、里親託置の失敗や里親を辞退する者の数が増加したこと、有資格の里親を十分に確保することができなくなってきたことがある。なお、「勧告」は里親の質を低下させることなく里親ケアの量的確保を目指すものであり、里親ケア全体、ケア機関、個別の里親、里親託置される児童、行政、各資源に対する勧告となっている。また、「基準」は前述の「勧告」の14の「全国基準の採用」をうけて提示されたもので、児童の権利とニーズを最大限に考慮しながら、困難な里子を預かる機会の増えた里親の量的・質的確保を軸として、政府に十分な財政的支援を求めるものである。

に応じて負担することになっているが、支払い免除になる場合が多く、16歳以上の児童については本人が費用負担の責任を負うことになっている。

(2) フランス

フランスの児童福祉にかかわる基本原則は、国の法律や関係省庁から出される通達で定められているが、1982年の地方分権法によってその運営・財源は国から県へと移された。日本の里親制度に近似する制度としては、アシスタント・マテルネル（assistant ou assistante maternelle［以下「里親」という］）があるが[52]、その種類や内容は多義にわたり、日本の里親のほか保母や保育士のようなものも含む。以下では、フランスにおける里親制度の動向について、①里親の種類 ②関連する法制度と組織 ③委託の手続と里親への指導・支援 について概観する[53]。

① 里親の種類

1977年5月17日法によって、職業上の身分を定める諸規定が初めて労働法典のなかに導入された。里親の雇用形態と身分は、雇用主（個人・私法人・公法人）によって区別され、また、里親の受け入れ形態によって永続型里親（permanente）と非永続型里親（non-permanente）に区別される。わが国の里親に近いものは前者のもので、24時間の監護を継続して行い、里親と雇用主の間で里親契約（contrat d'accueil）を締結する。前者はさらに継続型里親（continue）と断続型里親（intermittente）に分かれ、里親契約で引き続き15日以上の期間を定めるときは継続型里親となり、親の勤務時間の間、昼間のみ、放課後のみ、1日限りあるいは夜だけ自宅に未成年者を預かる場合は非永続型里親となる。

② 関連する法制度と組織

里親制度は前述の5月17日法による制度化以降、1978年法、1980年法、1992年法によって改正されている。とくに、1992年法では、里親の認可（agrément［以下「アグレマン」という］）の要件と手続を見直し、里親の職務研修の義務化を行い、また、永続型里親のために報酬と職務行使の条件を改善した。さらに、1994年のデクレでは、里親の募集方法、職業上の身分、休暇、規律、解雇等について規定している。

里親制度に関連する機関としては、児童社会扶助局（l'Aide Sociale a l'Enfance: ASE）が雇用主である私人・法人を監督し、母子保護課（Protection Maternelle et

52) アシスタント・マテルネルのほとんどが女性であるため、一般には、assistante maternelleが男性を含むものとして用いられる。

53) 本節の叙述については主に以下の資料を参考とした。湯沢雍彦『里親制度の国際比較』（ミネルヴァ書房、2004年）50～87頁。中川高男「フランスの里親制度・その1（関係する行政的・法律的保護）」平成13年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第6/7）182～195頁（2002年）。菊池緑「フランスの里親制度・その2（パリ県の児童社会援助サービス）」平成13年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第6/7）196～216頁（2003年）。

Infantille: PMI［以下「PMI」という］）が里親を監督・指導する。関連する児童福祉施設としては、乳児園（3歳未満）、家庭保育所、母子施設（子どもが3歳未満の場合）、臨時託児所（6歳未満）などがある。

③ 委託の手続と里親への指導・支援

里親になるためには事前にアグレマンの交付をうけなければならない。この認定取得義務は、永続型里親、非永続型里親を問わないとされており、認定がない場合の労働は刑事上の処罰対象となる。里親希望者は、PMIの県事務所に申請書類を提出しなければならないが、その際、身体的・精神的疾患がないことを証明するための健康診断書を提出しなければならない。受託できる子どもは原則3人であり[54]、里子となる未成年者の年齢は申請者よりも少なくとも10歳以上年下でなければならない。申請する者は一般法における労働者の最低年齢である16歳以上の者であればよい。認定内容は永続型里親あるいは非永続型里親といった養育形態と子どもの人数・年齢、子を預かる時間である。認定は全国的に有効で、期間は5年であり更新が必要である。なお、違反があれば期間は短縮され、資格要件を欠く状況になった場合は認定は停止・変更・取消となる。

里親の研修については、1992年の7月12日法によってすべての里親に原則的に義務づけられている。研修の費用は県の負担で行われ、研修中の里親の報酬は雇用主が負担する。研修の履修義務を守らなかった場合にはアグレマンの更新を拒否される。永続型里親資格で未成年者を受け入れるための認可里親の研修は、3年につき最低120時間であるが、育児学補助者の免許や育児専門の免許を有する者、特殊教員の免許を有する者は研修を免除される。非永続型里親の資格で未成年者を受け入れるための認可里親に課される研修は、5年間につき最低60時間である。ただし、永続型里親に課される最低120時間の研修を履修している者、または、少なくとも中等教育終了後2年以上の課程において幼児にかかわる領域で認可された免許をもっている場合には、上述の研修は免除される。なお、里親はその雇用主が誰であれ、また、その活動方法がどのようであっても社会保障法の適用により労働災害や職業病についての保護を受ける。

5．おわりに－里親委託の促進と適切なマッチングを実現するために

以上、本稿では、要保護児童の処遇における里親委託の促進と適切なマッチングの重要性について検討した後、わが国における里親制度の現状と社会的意義、イギリスおよびフランスにおける里親制度の動向を概観してきた。

54）1992年7月12日法において、里親側の受け入れの能力と子の保護を考慮して規定された。したがって、里親側の受け入れ能力と子の福祉が確保される場合には例外的に3人を超える場合も認められる。

『1．はじめに』では、要保護児童の社会的養護のあり方について、欧米諸国においては里親養育が社会的養護の第一選択肢であることが常識となっていること、一方、わが国においては、近年になってようやく、家庭的養護の重要性が国家レベルにおいても再認識され、里親委託の促進の必要性と重要性などに関する合意が形成されてきたことを指摘した。そこで、『2．里親委託の促進と適切なマッチングの重要性』では、その(1)において、2002年9月5日に公布された「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」、これに関する局長通知である「『里親の認定等に関する省令』及び『里親が行う養育に関する最低基準』について」などで指摘されている「乳幼児期の愛着関係の形成」の重要性やBowlbyの愛着理論を参考に、里親委託の促進の重要性について検討した。その結果、特定の養育者との親密で安定した継続的な関係を築くことのできる里親養育は、子どもの健全な成長を確保することすなわち子どもの利益に資するものであり、要保護児童の処遇にあたっては里親委託を促進するための方法を検討し実践していく必要があることを再確認した。つづく(2)においては、愛着障害の問題や里親養育の実際について述べ、里親養育においては、里子と里親の個人的な感情が相互に深く関わるものであるがゆえに、両者の関係が悪化した場合には悲惨な結果に終わる可能性が高くなること、したがって、要保護児童の処遇にあたっては里親委託の促進のみならず、このような悲劇を回避するための方法についても検討する必要があることを指摘し、里親委託にあたっては、里親への研修や指導に重点をおいた対応のみならず、里親養育の実際に配慮した里子と里親の適切なマッチングが必要であるということを確認した。

次に、『3．わが国における里親制度の現状と社会的意義 』では、(1)でわが国における里親制度の現状について整理し、つづく(2)において、里親制度の社会的意義について検討した。その結果、里親委託を促進させ、適切なマッチングを実現するためには、その前提条件として、里親を質・量ともに充実させることが肝要であるが、わが国においては、これらの条件を十分にみたしているとはいえず、また、要保護児童の処遇についても、その必要性が高いにもかかわらず、里親委託を優先するという考え方が未だに浸透していないということが確認された。これらの点については、これまでにも指摘されてきたことであるが、現行の里親制度が不十分なものであるとはいえ、子どもの福祉の向上に大きな役割を果たすものである以上、問題を再認識し解決していく必要があると思われた。そこで、諸外国における里親制度の動向を参考にするため、『4．イギリスおよびフランスにおける里親制度の動向』では、(1)においてイギリスにおける里親制度の動向を、(2)においてフランスにおける里親制度の動向を概観した。その結果、イギリスでは、里親委託優先の原則が現在でも続いており、里親の認定は地方自治体のみならず民間の独立機関も行えること、また、これらのことにより里親の質と量が確保され、適切なマッチングの実現を可

能なものにしていることが確認できた。他方、フランスの里親は個人又は法人もしくは地方公共団体に雇用された有給労働者という大きな特色をもっており、里親の認定要件や最低賃金などに関する厳密な規定は里親の地位に社会的な認知を与えることとなり、その結果として、里親の質と量を確保し里親養育にかかわる様々なニーズに対応できるようになっていることがわかった。これらの国の動向との比較から、わが国において里親委託が進まない主な要因としては、第1に児童相談所の職員が里子と里親のマッチングや指導に長けておらず、また委託後の十分なフォローが確保できないことなどから里親委託を敬遠する傾向にあること、第2に申請から認定までの手続や委託後の指導・支援など里親の権利義務について不明確である点が多いこと、第3に里親になる家庭の評価が十分ではないことなどが考えられた。これらは里親委託を促進させ、適切なマッチングを実現させるための大前提として解決していかなければならない喫緊の課題であるといえる。

わが国における里親制度の促進と適切なマッチングの実現にむけては、上述のような課題への対応をはじめとして、里親の種類や採用方法、里子や里親の処遇形態の充実をはかり、現状よりもいっそうポイントを絞った里親養育の個別類型に即した研修や援助体制のあり方について、その制度や実態を個別具体的に検討していく必要があるが、これらは今後の課題である。